

事業主のみなさまへ

# 働き方改革への対応は 順調に進んでいますか

**令和2年4月1日**から**中小企業**に対し  
**罰則付き**

**時間外労働の上限規制が適用**されました

つまり臨時的な特別な事情で、労使が合意する場合でも以下を超えられなくなります。

**年720時間以内**

**複数月平均80時間以内（休日労働を含む）**

（「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が  
全て1月当たり80時間以内）

**100時間未満（休日労働を含む）**

**適用猶予の事業・業務**に対しては

**令和6年4月1日**から**適用**となります

法律で定められた労働時間・休日に関する原則

労働時間の限度：1日8時間及び1週40時間

休日：毎週少なくとも1日

**これを超える場合**

あらかじめ36協定の締結、  
監督署への届出が必要

この機会に室蘭労働基準監督署内に設置した、労働時間相談・支援班  
をご活用いただき、労働環境の見直しをお願いします。



厚生労働省北海道労働局室蘭労働基準監督署

問い合わせ先 0143-23-6131

**室蘭労働基準監督署  
労働時間相談・支援班 行**

**F A X : 0 1 4 3 - 2 2 - 5 2 1 3**

「訪問支援」を希望される場合は、下記のいずれかの方法でお申込み下さい。

- ① 本用紙に必要事項を記入してFAX送信(折り返し担当者から連絡いたします。)
- ② 労働基準監督署の「労働時間相談・支援班」への電話又は窓口相談

**FAX送信**

送信日 年 月 日

事業場名	
代表者職氏名	
所在地	
電話番号	
担当者職氏名	
個別訪問の希望時期	
相談・支援を希望する内容等 (支援希望がある場合は、下記項目に☑してください。)	
<input type="checkbox"/> 時間外・休日労働協定(36協定)を含む労働時間制度全般 <input type="checkbox"/> 変形労働時間制などの労働時間に関する制度の導入 <input type="checkbox"/> 長時間労働の削減に向けた取組 <input type="checkbox"/> 労働時間などの設定の改善に取り組む際に利用可能な助成金 <input type="checkbox"/> その他、相談・支援を希望する事項	